

日薬業発第 151 号
令和 5 年 7 月 28 日

都道府県薬剤師会
学校薬剤師担当役員 殿

日本薬剤師会
担当副会長 田尻 泰典

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について

平素より本会会務ならびに学校薬剤師部会活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このほど、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室より、別添のとおり、薬害教育教材「薬害を学ぼう」に関し、全国の中学校並びに高等学校へ令和 5 年度分の本教材の配布を行った旨案内がありましたので、参考までにご案内申し上げます（内容は前年度配布版と同一）。本教材は令和 3 年度までは、中学校のみに配付されておりましたが、令和 4 年度より、高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）において新たに「公共」が必修科目となり、高等学校学習指導要領解説公民編において薬害問題に関する記載がなされたことを踏まえ、令和 4 年度より各高等学校の 1 年生も対象に配布されることとなりました。

当教材は、医薬品の適正使用に関する内容とも関連することから、授業実施方法等について各地域の中学校及び高等学校からの相談等が想定されます。また、子供たちが薬害の起こらない社会の仕組みや薬剤師の役割について考えることも重要です。そのため、本教材及び教員用の「指導の手引き」、「指導の手引き（簡略版）」、事例集等も参考としていただきながら、担当校から相談があった場合には、各都道府県薬務主管課と意見交換をいただきつつ効果的な授業実施方法をアドバイスいただく等、格段のご配慮をお願いいたします。

なお、本教材並びに上述の「指導の手引き」等の諸教材につきましては、下記厚生労働省ホームページで閲覧可能であることを申し添えます。

記

- ・薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（令和 5 年度用）[写]
（令和 5 年 6 月 16 日、医薬品副作用被害対策室事務連絡）

- ・参考：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>

以 上

事 務 連 絡

令和 5 年 6 月 16 日

日 本 薬 剤 師 会 御 中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（令和 5 年度用）

日頃より厚生労働行政にご理解・ご協力いただき誠に有り難うございます。

さて、厚生労働省では、これからの社会を担う子どもたちに過去の薬害事件の教訓を伝えていくため、文部科学省の協力を得て、薬害を学び再発を防止するための教育を推進してきています。

具体的には、薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう」を作成し、平成 23 年度から令和 3 年度までは全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に送付しておりましたが、令和 4 年度に高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）において新たに「公共」が必修科目となり、高等学校学習指導要領解説公民編において薬害問題に関する記載がなされたことを踏まえ、令和 4 年度からは全国の高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）の 1 年生を対象に配布することとし、全国の各中学校には教材紹介のために各校 1 部ずつ教材等を送付した上で、ご希望の場合に必要な部数をお送りすることとしており、令和 5 年度分を本日付けで発送いたしました。

つきましては、本趣旨を御了知の上、本教材が有効に活用されるよう、授業実施方法等について各学校から各都道府県を活動区域とする薬剤師会に相談があった場合には、各都道府県薬務主管課と意見交換しながら、効果的な授業実施方法のアドバイス等の特段のご配慮をいただけるよう、各都道府県の薬剤師会に対して周知いただけますようご協力をお願いいたします。

※本教材、視聴覚教材、指導の手引き、参考資料、活用事例、授業用素材等は厚生労働省のホームページ「薬害を学ぼう—どうすれば防げるのか？なぜ起こったのか—」（URL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）に掲載しており、各学校にお知らせしています。

※また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）において開設している「薬害の歴史展示室」についても、HP（URL：<https://www.pmda.go.jp/about-pmda/exhibition-room/0001.html>）を各学校にお知らせしております。

【厚労省のHP】 【PMDAのHP】



担 当
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室
荒木、林、柳沢、竹崎
電話 03-5253-1111（内線 2718、2719）
（夜間 03-3595-2400）
FAX 03-3501-2052